

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

農業用廃プラスチック類は適正に処理しましょう！

使用済みマルチや農薬の空ポリ容器、使い終わったハウスのビニール等の農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、生産者の皆様自らの責任において処理するよう、義務付けられています。

また、その処理方法は厳しく規制されており、自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋立処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

鹿屋市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会では、農業用廃プラスチック類の、再生処理を推進しています。

1 生産者の皆様自ら下記再生処理業者に持ち込んで処理しましょう！ ※持ち込む際は、事前に必ず業者へお問い合わせください。

○（株）持増産業

持込数量には制限
があります。

鹿屋市上高隈町470

(Tel:45-2690)

- ・ 搬入の際は、**処理料金**及び**マニフェスト**（農業用産業廃棄物管理表）が必要です（マニフェスト用紙の作成には**印鑑**が必要です）。
- ・ 処理業者の営業時間や休業日等に注意してください。また、搬入できる廃棄物の品目が業者によって異なることがありますので、ご注意ください。
- ・ 持ち込む際は異物（土・草・ゴム等）を取り除き、裏面を参考に梱包してください（受け取れない場合があります）。

2 個人で持ち込めない方のために、共同回収を実施いたします！

★ 共同回収日…令和5年12月20日（水） 8:00～14:00

★ 回収場所…鹿児島きもつき農協 横山野菜集荷場

★ 回収品目及び処理料金

塩化ビニル・ポリエチレンフィルム・肥料袋	40円/kg
農薬ポリ容器(空)・劣化物	
肥料袋	
土壌線虫缶(空)	

※容器等は必ず中身を空にしておいてください

- ・ 当日は、**処理料金**と**印鑑**を必ずお持ちください。
- ・ 種類ごとに梱包して持ち込んでください。
- ・ 上記品目以外のものは回収できません。

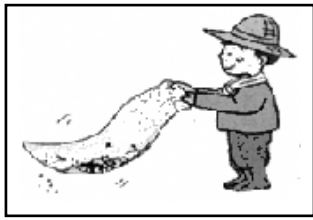
【問い合わせ先】

鹿屋市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会 事務局

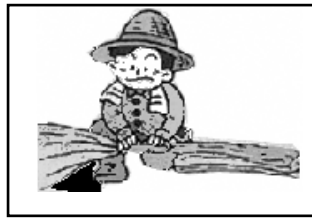
JA鹿児島きもつき大始良支所 購買課内(Tel:41-9127)

参考：農業用廃プラスチック類の梱包方法

◆ 塩化ビニールフィルム



① ゴミや泥を落とす

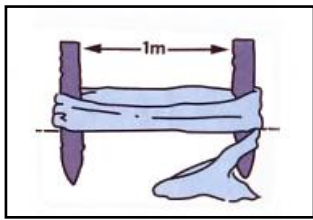


② ビニールを束ねて約1m幅につづら折りにする

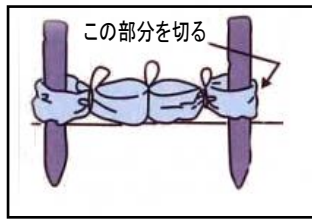


③ 持ちやすいように3ヶ所をしばる

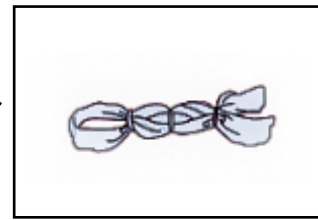
◆ ポリエチレンフィルム



① 木杭を1m間隔で打ち込み、ポリを巻き付けていく。



② 3ヶ所を結束し、片側1ヶ所を切断する。



③ 杭から取り外した状態。切るのは1ヶ所でよい。

※ 使用済みマルチは丁寧にはがして取り残しのないようにしましょう。

また、はがしたマルチを放置していると風で散乱し近隣に迷惑がかかります。

特に細かいビニール片は飼料畑に飛来し、飼料に混入すると家畜に健康被害を及ぼすことがあります。速やかに片付けましょう。

絶対に野焼きや不法投棄をしてはいけません。

☆ お知らせ ☆

農薬を散布する時は、次のことに十分注意しましょう！！

- 風のあるときは極力散布を控えましょう。
- かけたい作物だけに農薬がかかるよう、心がけましょう。
- 適正な圧力で、適正な量を散布しましょう。
- タンクやホースはきれいに洗浄しましょう。
- 近所の耕作者・住民と連絡を取りましょう。
- 農薬の使用基準を守りましょう。

